

令和3年4月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年4月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年4月8日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1.2
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第1号 市川市いじめ防止基本方針の改定について
 - 5 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市立学校職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第1号 市川市いじめ防止基本方針の改定について
 - 2 報告第1号 市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について
 - 報告第2号 市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第3号 市川市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について
 - 報告第4号 市川市立学校職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第5号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	吉田	一弘
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	新部	操
学校教育部学校建設担当参事	佐原	達雄
教育総務課長	町田	茂幸
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	荒井	義光
行徳公民館長	鈴木	秀行
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	藤井	義康
学校安全安心対策担当室長	河部	純
学校環境調整課長	小笠原	勝海
指導課長	野口	敏樹
就学支援課長	秀谷	康久
保健体育課長	河合	滋
学校地域連携推進課長	関上	亨
教育センター所長	小籠	宏

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
〃	副主幹	岩瀬	絢子
〃	主 査	新田	伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年4月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告5件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、島田由紀子委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第1号「市川市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案として提出させていただきました、「市川市いじめ防止基本方針の改定」についてご説明いたします。最初に、改定までの経緯と改定の理由についてです。この「市川市いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」と呼びます）は、平成25年6月に施行された、国の法律「いじめ防止対策推進法」（以下「法」と呼びます）の趣旨を踏まえ、平成27年3月に、市川市において策定したものです。その後、令和3年4月1日に、「市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例」（以下「条例」と呼びます）が施行され、いじめ防止に係わる組織が整備されたことに伴い、これまでの「基本方針」の記述を書き改める必要が生じました。また、併せて、「市川市いじめ対応ガイドライン」（以下ガイドラインと呼びます）についての記述を追加し、「基本方針」を改定することといたしました。

次に、改定の中身について、具体的にご説明いたします。大きな変更点は、3点です。お手元の「令和3年4月改定」と記された「基本方針」及び、「新旧対照表」をご覧ください。1点目は、「いじめ防止に係わる組織」についてです。条例において、3つの組織が設置されました。1つ目は関係者による連絡協議会として「市川市いじめ問題対策連絡協議会」、2つ目は教育委員会の附属機関として「市川市いじめ防止対策委員会」、3つ目は市長の付属機関として「市川市いじめ問題再調査委員会」です。これに伴い、基本方針においても、ア～ウのとおり、それぞれの組織の役割、委員等について記載いたしました。2点目は、「いじめの防止等に関する取組」についてです。いじめ発生時の対応が、どの学校でも迅速かつ適切に進められるように、令和2年4月に「ガイドライン」を作成しました。そこで、「いじめの防止等に関する取組」として、「ガイドライン」についての記述を加えました。3点目は、「重大事態発生時の対応」についてです。これまで、重大事態が発生した場合には、教育委員会が調査を行い、市長に報告し、市長が必要と認

めたとき「総合教育会議」において協議することになっていました。しかし、前述の通り、条例において、重大事態に対応する組織が設置されましたので、それぞれの機関の役割を踏まえ、「重大事態発生時の対応」を書き改めました。変更点については、以上です。

最後に、今後の改定の予定についてご説明いたします。今後は、さらに「ガイドライン」の内容を「基本方針」に統合し、より実効性の高いものとするために、引き続き「基本方針」の見直しに取り組んでまいります。以上が「市川市いじめ防止基本方針の改定」の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。それでは他に質疑がないようですので、議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。

報告第1号「市川市教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の13ページをご覧ください。職員の任免に関する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育長に委任することができない旨定められております。令和3年4月1日の人事異動にあたり、原案の確定が異動日の直前まで行われていたことにより、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が臨時に代理をさせていただきますので、同条第2項の規定に基づき、ご報告をいたします。議案の14ページと15ページをご覧ください。令和3年4月1日、課長職（7級）以上の異動表になります。左上の表から順に、定年退職した職員、教育委員会から異動した職員、そして、教育委員会に異動してきた職員及び教育委員会内で異動・昇任のあった職員となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。

報告第2号「市川市教育委員会事務局等組織規則の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の17ページをお願いいたします。本報告に係る教育委員会規則の一部改正につきましては、令和3年度の事務分掌に関

して所要の改正を行ったものであり、4月1日に施行させる必要がございました。本件につきましては、改正にあたり、先程ご説明いたしました報告第1号と同様に、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、ご報告をいたします。

令和3年度の組織規則改正の主な内容についてご説明いたします。議案の19ページ及び20ページの新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。課の新設や廃止などといった組織そのものの変更はございませんが、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に伴いまして、義務教育課学校安全安心対策担当室がその事務の所管となる旨を、事務分掌に追加したものととなります。また、これまで指導課の事務分掌としていた学校の安全施策に関する事務を、義務教育課学校安全安心対策担当室に移管し、学校に関する安全関連事務を集約するものとしたしました。本規則は令和3年度の組織に関するものとなることから、令和3年4月1日を施行期日としたものでございます。説明は、以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に、報告第3号「市川市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第3号「市川市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の21ページをご覧ください。

まず、改正の理由についてご説明いたします。近年、国、地方公共団体等における事務手続きにおいて、これまでの慣例であった書面主義、押印原則及び対面主義の見直しが推進されており、令和2年12月18日に付けで内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところでございます。同マニュアルの趣旨を踏まえ、教育委員会規則で定めている各事務手続きにおける押印の要否を見直すこととし、行政手続の簡素化及び合理化を推進し、市民等の利便性の向上を図るため、教育委員会規則で定める申請書等の押印を省略する旨の特例を定める必要があることから、所要の制定を行ったものでございます。4月1日前に公布し、同日に施行させる必要があったため、先ほどご説明いたしました報告第1号・2号と同様に、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告いたします。

次に、制定内容についてご説明いたします。教育委員会規則で定める申請書等のうち、押印が必須である請求書等の一部書類を除き、当該申請書等に係る様式において押印することを要しているものについては、当該教育委員会規則の規定にかかわらず、押印を省略するものでございます。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。

次に、報告第4号「市川市立学校職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。報告第4号「市川市立学校職員ストレスチェック実施規程の一部改正に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の25ページをご覧ください。改正の理由及び内容につきましては、先ほどご説明いたしました報告第3号と同様に、教育委員会の各事務手続における押印の要否を見直すこととし、行政手続の簡素化及び合理化を推進するため、本規程に定める様式における押印を廃止する必要があることから、本規程の一部を改正するものでございます。施行期日につきましては、令和3年度から押印を廃止する事務取扱を開始することから、令和3年4月1日としたものでございます。経過措置としまして、この規程の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙につきましては、当分の間、必要な補正をして使用することができることといたします。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。次に、報告第5号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○義務教育課長

義務教育課長でございます。報告第5号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び、特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動内申に関する臨時代理の報告について」をご説明いたします。議案の27ページをご覧ください。本来であれば、千葉県教育委員会に内申する前に、本会議において議案として提出し、ご意見を頂かなければならないところでございますが、臨時教育委員会を開催する時間がなかったこと、また、千葉県教育委員会との、調整から提出までの期間が大変短かったことから、先程ご説明いたしました報告第1号と同様に教育長の臨時代理とさせていただきます。このことにより、市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長・副校長・教頭の人事異動は、完結いたしました。したがって、同規則同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。なお、具体的な内容につきましては、28ページと29ページの通りでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第5号を終了いたします。

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和3年4月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時30分閉会)